



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 20 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁	
○県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を 改正する条例…………… (道路建設課) 1		○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…… (道路保全課) 4 ○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 9 ○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正 する条例…………… (教育庁) 12

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第16号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯に関する規定を設ける等、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第17号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
社会情勢の変化等を踏まえ、道路占用料の額の改定を行う等、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第18号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
道路占用料の額の改定を踏まえ、使用料について、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第19号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
県立都農高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

条 例

県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第16号

県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準を定める条例 (平成24年宮崎県条例第65号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(車線等)	(車線等)

第4条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2～4 [略]

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 [略]

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第8条 [略]

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 [略]

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設

第4条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2～4 [略]

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 [略]

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第8条 [略]

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 [略]

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道

けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 [略]

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 [略]

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項の規定、令第41条第1項において準用する令第4条及び第12条の規定並びに第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第8条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3項、第31条並びに第33条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条

を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 [略]

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 [略]

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項の規定、令第41条第1項において準用する令第4条及び第12条の規定並びに第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第8条第1項、第9条第1項及び第2項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3項、第31条並びに第33条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第

第 2 項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 43 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（歩行者専用道路）

第 43 条 [略]

20 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 43 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（歩行者専用道路）

第 43 条 [略]

（歩行者利便増進道路）

第 44 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 17 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和 43 年宮崎県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後									
（督促手数料及び延滞金の徴収） 第 6 条 法第 73 条第 2 項の規定により、 <u>占用料</u> について督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。 2 督促手数料は、督促状 1 通につき 82 円とする。 3 延滞金は、督促状で指定する納付期限の翌日から <u>納入</u> の日までの日数に応じ、滞納金額につき年 14.5 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、 <small>じゅうん</small> 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額とする。この場合において、その全額が 100 円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。 別表（第 2 条関係）		（督促手数料及び延滞金の徴収） 第 6 条 法第 73 条第 1 項の規定により <u>占用料</u> について督促状を発したときは、 <u>同条第 2 項の規定により</u> 督促手数料及び延滞金を徴収する。 2 督促手数料は、督促状 1 通につき 84 円とする。 3 延滞金は、督促状で指定する納付期限の翌日から <u>納付</u> の日までの日数に応じ、滞納金額につき年 14.5 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、 <small>じゅうん</small> 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額とする。この場合において、その全額が 100 円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。 別表（第 2 条関係）									
占 用 物 件	単 位	占 用 料			占 用 物 件	単 位	占 用 料				
		所 在 地					所 在 地				
		第 3 級 地	第 4 級 地	第 5 級 地			第 3 級 地	第 4 級 地	第 5 級 地		
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本に	700	650	630	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本に	690	630	610
	第 2 種電柱	つき 1	[略]	1,000	970		第 2 種電柱	つき 1	[略]	970	940
	第 3 種電柱	年	1,500	1,400	1,310		第 3 種電柱	年	1,400	1,300	1,300
	第 1 種電話柱		630	580	570		第 1 種電話柱		620	560	550
	第 2 種電話柱		1,000	930	900		第 2 種電話柱		990	900	880
	第 3 種電話柱		[略]	1,300	1,240		第 3 種電話柱		[略]	1,200	1,200

	その他の柱類		<u>63</u>	<u>58</u>	<u>57</u>		その他の柱類		<u>62</u>	<u>56</u>	<u>55</u>	
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1 メー トルにつ き1年	[略]		<u>6</u>		共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1 メー トルにつ き1年	[略]		<u>5</u>	
	地下電線その他 地下に設ける線 類		[略]	<u>4</u>	[略]		地下電線その他 地下に設ける線 類		[略]	<u>3</u>	[略]	
	路上に設ける変 圧器	1個に つき1 年	<u>610</u>	<u>570</u>	<u>550</u>		路上に設ける変 圧器	1個に つき1 年	<u>600</u>	<u>550</u>	<u>540</u>	
	地下に設ける変 圧器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>380</u>	<u>350</u>	<u>340</u>		地下に設ける変 圧器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>370</u>	<u>340</u>	<u>330</u>	
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個に つき1 年	<u>1,300</u>	<u>1,170</u>	<u>1,130</u>		変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個に つき1 年	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	
	郵便差出箱		<u>530</u>	<u>490</u>	<u>480</u>		郵便差出箱		<u>520</u>	<u>470</u>	<u>460</u>	
	広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,800</u>	[略]	<u>580</u>		広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2,200</u>	[略]	<u>590</u>	
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,300</u>	<u>1,170</u>	<u>1,130</u>		その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1 メー トルにつ き1年	[略]	<u>25</u>	<u>24</u>		法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1 メー トルにつ き1年	[略]	<u>24</u>	<u>23</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>38</u>	<u>35</u>	<u>34</u>		外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>37</u>	<u>34</u>	<u>33</u>	
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		<u>56</u>	<u>53</u>	<u>51</u>		外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		<u>55</u>	<u>51</u>	<u>49</u>	
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>75</u>	<u>70</u>	<u>68</u>		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>74</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		[略]	<u>105</u>	<u>102</u>		外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		[略]	<u>100</u>	<u>99</u>	
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		[略]		<u>136</u>		外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		[略]		<u>130</u>	

	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		[略]	250	240		外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		[略]	240	230		
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		380	350	340		外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		370	340	330		
	外径が 1メートル以上のもの		750	700	680		外径が 1メートル以上のもの		740	680	660		
							法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	4	3	3
									道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	990	900	880
								その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	620	560	550
									地下に設けるもの		370	340	330
								その他のもの			1,200	1,100	1,100
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,170	1,130		法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,200	1,100	1,100
	法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	[略]		法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]			[略]	[略]	[略]
	上空に設ける通路	トンネルにつき1年	880	[略]	290		法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			1,100	[略]	300
	地下に設ける通路		530	[略]	170			地下に設ける通路			670	[略]	180

設	その他のもの		1,300	1,170	1,130
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日その 他の催しに際し 、一時的に設け るもの	占有面 積1平 方メー トルに つき1 日	18	[略]	
	その他のもの	占有面 積1平 方メー トルに つき1 月	180	[略]	58
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第4 79号。 以下「 令」と いう。)第7 条第1 号に掲 げる物 件	看板(ア ーチであ るものを 除く。)	一時的 に設け るもの つき1 月	180	[略]	58
	その他の もの	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,800	[略]	580
	標識	1本に つき1 年	1,000	930	900
旗ざお	祭礼 、縁 日そ 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るもの	1本に つき1 日	18	[略]	
	その 他の もの	1本に つき1 月	180	[略]	58
幕(令第 7条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く。)	祭礼 、縁 日そ 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	18	[略]	

設	その他のもの		1,200	1,100	1,100
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日その 他の催しに際し 、一時的に設け るもの	占有面 積1平 方メー トルに つき1 日	22	[略]	
	その他のもの	占有面 積1平 方メー トルに つき1 月	220	[略]	59
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第4 79号。 以下「 令」と いう。)第7 条第1 号に掲 げる物 件	看板(ア ーチであ るものを 除く。)	一時的 に設け るもの つき1 月	220	[略]	59
	その 他の もの	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,200	[略]	590
	標識	1本に つき1 年	990	900	880
旗ざお	祭礼 、縁 日そ 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るもの	1本に つき1 日	22	[略]	
	その 他の もの	1本に つき1 月	220	[略]	59
幕(令第 7条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く。)	祭礼 、縁 日そ 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	22	[略]	

急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	[略] Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
備考 1 [略] 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。 (1) [略] (2) 第4級地 都城市、延岡市、日向市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、新富町及び門川町の区域をいう。 (3) 第5級地 日南市、小林市、串間市、えびの市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の区域をいう。 3～9 [略]			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第18号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後						
別表第1(第10条関係)						別表第1(第10条関係)						
種類	区分		単位	金額(円)	納期	種類	区分		単位	金額(円)	納期	
	[略]				[[略]				[
都市公園の占用許可による使用	法第7条第1項第1号に掲げる工	第1種電柱	宮崎市	1本1年につき	<u>700</u>	略]	都市公園の占用許可による使用	法第7条第1項第1号に掲げる工	第1種電柱	宮崎市	1本1年につき	<u>690</u>
			西都市		<u>650</u>					西都市		<u>630</u>
	第2種電柱	[略]		[略]	宮崎市		西都市	[略]		[略]		
		西都市		<u>1,000</u>				西都市		<u>970</u>		
		宮崎市		<u>1,500</u>				宮崎市		<u>1,400</u>		
第3種電柱	宮崎市		<u>1,400</u>	西都市	宮崎市	西都市		<u>1,300</u>				
	西都市		<u>630</u>				宮崎市		<u>620</u>			

料	電話柱	西都市		<u>580</u>	料	電話柱	西都市		<u>560</u>
	第2種	宮崎市		<u>1,000</u>		第2種	宮崎市		<u>990</u>
	電話柱	西都市		<u>930</u>		電話柱	西都市		<u>900</u>
	第3種	[略]		[略]		第3種	[略]		[略]
	電話柱	西都市		<u>1,300</u>		電話柱	西都市		<u>1,200</u>
	その他	宮崎市		<u>63</u>		その他	宮崎市		<u>62</u>
	の柱類	西都市		<u>58</u>		の柱類	西都市		<u>56</u>
	[略]		長さ1	[略]		[略]		長さ1	[略]
	地下電	[略]	メートル1年	[略]		地下電	[略]	メートル1年	[略]
	線その他地下	西都市	につき	<u>4</u>		線その他地下	西都市	につき	<u>3</u>
	に設ける線類					に設ける線類			
	路上に	宮崎市	1個1	<u>610</u>		路上に	宮崎市	1個1	<u>600</u>
	設ける	西都市	年につ	<u>570</u>		設ける	西都市	年につ	<u>550</u>
	変圧器		き			変圧器		き	
	地下に	宮崎市	占有面	<u>380</u>		地下に	宮崎市	占有面	<u>370</u>
	設ける	西都市	積1平方	<u>350</u>		設ける	西都市	積1平方	<u>340</u>
	変圧器		メートル1			変圧器		メートル1	
			年につ					年につ	
	き					き			
	変圧塔	宮崎市	1個1	<u>1,300</u>		変圧塔	宮崎市	1個1	<u>1,200</u>
その他	西都市	年につ	<u>1,170</u>	その他	西都市	年につ	<u>1,100</u>		
これに		き		これに		き			
類する				類する					
もの				もの					
その他	宮崎市	占有面	<u>1,300</u>	その他	宮崎市	占有面	<u>1,200</u>		
のもの	西都市	積1平方	<u>1,170</u>	のもの	西都市	積1平方	<u>1,100</u>		
		メートル1				メートル1			
		年につ				年につ			
		き				き			
法第7	外径が	[略]	長さ1	[略]	法第7	外径が	[略]	長さ1	[略]
条第1	0.07メ	西都市	メートル1年	<u>25</u>	条第1	0.07メ	西都市	メートル1年	<u>24</u>
項第2	ートル		につき		項第2	ートル		につき	
号に掲	未満の				号に掲	未満の			
げる物	もの	宮崎市		<u>38</u>	げる物	もの	宮崎市		<u>37</u>
件		西都市		<u>35</u>	件		西都市		<u>34</u>
	外径が					外径が			
	0.07メ					0.07メ			
	ートル					ートル			
	以上0					以上0			
	.1メ					.1メ			
	ートル未					ートル未			
	満のも					満のも			
	の					の			
	外径が	宮崎市		<u>56</u>		外径が	宮崎市		<u>55</u>
	0.1メ	西都市		<u>53</u>		0.1メ	西都市		<u>51</u>
	ートル					ートル			
	以上0.					以上0.			
	15メ					15メ			
	ートル未					ートル未			
	満のも					満のも			
	の					の			

		外径が 0.15メ ートル 以上 0 .2メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>75</u>		外径が 0.15メ ートル 以上 0 .2メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>74</u>
			西都市		<u>70</u>			西都市		<u>68</u>
			[略]		[略]			[略]		[略]
			西都市		<u>105</u>			西都市		<u>100</u>
			[略]		[略]			[略]		[略]
			西都市		<u>250</u>			西都市		<u>240</u>
			宮崎市		<u>380</u>			宮崎市		<u>370</u>
			西都市		<u>350</u>			西都市		<u>340</u>
			宮崎市		<u>750</u>			宮崎市		<u>740</u>
			西都市		<u>700</u>			西都市		<u>680</u>
法第7 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	地下に 設ける 通路 その他 のもの	宮崎市	占用面	<u>530</u>	法第7 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	地下に 設ける 通路 その他 のもの	宮崎市	占用面	<u>670</u>	
		[略]	積1平方メ	[略]			[略]	[略]		
		宮崎市	ートル1	<u>1,300</u>			宮崎市	ートル1	<u>1,200</u>	
		西都市	年につ	<u>1,170</u>			西都市	年につ	<u>1,100</u>	
法第7 条第1 項第4 号に掲 げる工 作物	郵便差 出箱 公衆電 話所	宮崎市	1個1	<u>530</u>	法第7 条第1 項第4 号に掲 げる工 作物	郵便差 出箱 公衆電 話所	宮崎市	1個1	<u>520</u>	
		西都市	年につ	<u>490</u>			西都市	年につ	<u>470</u>	
		宮崎市	き	<u>1,300</u>			宮崎市	き	<u>1,200</u>	
		西都市		<u>1,170</u>			西都市		<u>1,100</u>	
法第7条第1項 第6号に掲げる 仮設工作物	宮崎市	占用面	<u>18</u>	法第7条第1項 第6号に掲げる 仮設工作物	宮崎市	占用面	<u>22</u>			
		[略]	積1平方メ ートル1 日につ			[略]	[略]	[略]		

標識	宮崎市	1本1	1,000
	西都市	年につき	930
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	宮崎市	占有面積1平方メートル1日につき	6
	[略]	[略]	[略]
[略]			

標識	宮崎市	1本1	990
	西都市	年につき	900
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	宮崎市	占有面積1平方メートル1日につき	7
	[略]	[略]	[略]
[略]			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第19号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区 分 及 び 名 称	位 置	区 分 及 び 名 称	位 置
学校		学校	
[略]		[略]	
高等学校		高等学校	
[略]		[略]	
県立高城高等学校	[略]	県立高城高等学校	[略]
県立都農高等学校	児湯郡都農町大字川北4661番地		
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。